

京葉銀カード加盟店規約（通信販売〔含EC〕用） 改定箇所

(2024年4月改定)

改定前	改定後
<p>第3条（表明・保証）</p> <p>3. 加盟店契約の申込みをする法人、個人および団体（以下「加盟申込店」という）は、</p> <p>（1）第10条、第16条、<u>第37条1項から6項</u>、第39条を遵守するための体制を構築済であること</p> <p>（2）<u>特定商取引法に関する法律</u>に定められた禁止行為に該当する行為を行っていないこと、</p> <p>第10条（信用販売の方法）</p> <p>4. 加盟店が商品を発送またはサービスを提供したときは、</p> <p>（4）加盟店は、売上データ等の金額訂正、1回の取引による売上金額を複数の売上データ等に分割して記載すること、事実と異なる利用日の記載、架空または水増しした売上データ等の記載等、不実または不正な記載等を行わないものとします。金額に誤りがある場合には、当該<u>売上票</u>を破棄して新たに本条の手続きにより、売上データ等を作成しなおすものとします。</p> <p>（5）加盟店は、当社所定の<u>売上票</u>以外は使用できないものとします。</p> <p>5. 当社の承認が得られた場合であっても、加盟店において、当該カ</p>	<p>第3条（表明・保証）</p> <p>3. 加盟店契約の申込みをする法人、個人および団体（以下「加盟申込店」という）は、</p> <p>（1）第10条、第16条、<u>第37条第1項から第6項</u>、第39条を遵守するための体制を構築済であること</p> <p>（2）<u>特定商取引に関する法律</u>に定められた禁止行為に該当する行為を行っていないこと、</p> <p>第10条（信用販売の方法）</p> <p>4. 加盟店が商品を発送またはサービスを提供したときは、</p> <p>（4）加盟店は、売上データ等の金額訂正、1回の取引による売上金額を複数の売上データ等に分割して記載すること、事実と異なる利用日の記載、架空または水増しした売上データ等の記載等、不実または不正な記載等を行わないものとします。金額に誤りがある場合には、当該<u>売上データ等</u>を破棄して新たに本条の手続きにより、売上データ等を作成しなおすものとします。</p> <p>（5）加盟店は、当社所定の<u>売上データ等</u>以外は使用できないものとします。</p> <p>5. 当社の承認が得られた場合であっても、加盟店において、当該カ</p>

ードの利用が無効カード、偽造カード、第三者による不正利用、その他正当な利用でないことを知り、若しくは知りうる状況にあった場合には、加盟店はカードによる信用販売を行わないものとします。尚、この場合、加盟店は、当社に対し直ちに事態を報告するものとし、既に信用販売を行った売上債権については、第22条に規定する売上債権にかかる債務の立替払を行わないものとします。

第12条（電話による取引）

1. 加盟店が電話による契約の締結行為を行う場合は、会員から前条1項各号記載の事項を聴取し、

第13条（コンピュータ通信による取引）

1. 加盟店がコンピュータ通信の手段による契約の締結行為を行う場合は、会員から次の事項を明示したデータ（以下、申込みデータといいます）を受信し、これに対する第10条第3項の承認手続を経た後、申込みに対する諾否の回答を行うものとします。加盟店は、申込みデータ並びにそれに対するその後の処理経過を、実行計画に掲げる措置またはそれと同等の措置を講じた上で、加盟店が取引申込受付のために特別に設けたコンピュータ・ファイル（以下、ファイルといいます）に、取引日ごとに整理して記録するものとします。

第17条（信用販売の円滑な実施）

6. 加盟店が、信用販売の取消または解約等を行う場合には、直ち

ードの利用が無効カード、偽造カード、第三者による不正利用、その他正当な利用でないことを知り、若しくは知りうる状況にあった場合には、加盟店はカードによる信用販売を行わないものとします。尚、この場合、加盟店は、当社に対し直ちに事態を報告するものとし、既に信用販売を行った売上債権については、第22条に規定する売上債権にかかる債務の立替払いを行わないものとします。

第12条（電話による取引）

1. 加盟店が電話による契約の締結行為を行う場合は、会員から前条第1項各号記載の事項を聴取し、

第13条（コンピュータ通信による取引）

1. 加盟店がコンピュータ通信の手段による契約の締結行為を行う場合は、会員から次の事項を明示したデータ（以下「申込データ」といいます）を受信し、これに対する第10条第3項の承認手続を経た後、申込みに対する諾否の回答を行うものとします。加盟店は、申込みデータ並びにそれに対するその後の処理経過を、実行計画に掲げる措置またはそれと同等の措置を講じた上で、加盟店が取引申込受付のために特別に設けたコンピュータ・ファイル（以下「ファイル」といいます）に、取引日ごとに整理して記録するものとします。

第17条（信用販売の円滑な実施）

6. 加盟店が、信用販売の取消または解約等を行う場合には、直ち

に当社所定の方法にて当該債権に係る取消の取消しを行うこととし、当社は第22条に準じて処理するものとします。

第32条（加盟店の禁止行為）

1. 加盟店は、次の各号に定める行為またはこれに類似する行為を行ってはならないものとします。

（8）暗証番号、セキュリティコード（CVV2・CVC2）、その他当社が保管

第36条（個人情報の守秘義務等）

1. 加盟店は、加盟店が知り得た個人情報を、秘密として保持し、
（4）カードを利用することで加盟店のホストコンピューターに登録される会員

第41条（個人情報安全管理措置）

4. 当社は、加盟店による個人情報の漏洩等が、
（2）加盟店がオーソリゼーション後に保管・保持を禁止されている暗証番号、セキュリティコード（CVV2・CVC2）

第43条（是正計画の策定と実施）

1. 以下の各号のいずれかに該当する場合には、
（1）加盟店が第37条3項および第4項、若しくは第39条第1項の義務を履行せず、

に当社所定の方法にて当該債権に係る取消の取消しを行うこととし、当社は第22条に準じて処理するものとします。

第32条（加盟店の禁止行為）

1. 加盟店は、次の各号に定める行為またはこれに類似する行為を行ってはならないものとします。

（8）暗証番号、セキュリティコード（CVV2・CVC2）、その他当社が保管

第36条（個人情報の守秘義務等）

1. 加盟店は、加盟店が知り得た個人情報を、秘密として保持し、
（4）カードを利用することで加盟店のホストコンピューターに登録される会員

第41条（個人情報安全管理措置）

4. 当社は、加盟店による個人情報の漏洩等が、
（2）加盟店がオーソリゼーション後に保管・保持を禁止されている暗証番号、セキュリティコード（CVV2・CVC2）

第43条（是正計画の策定と実施）

1. 以下の各号のいずれかに該当する場合には、
（1）加盟店が第37条第3項および第4項、若しくは第39条第1項の義務を履行せず、

(6) 前各号に掲げる場合の他、加盟店の信用販売に関する苦情の発生状況その他の事情に照らし、割賦販売法に基づき、当社に対し、加盟店についてその是正改善は図るために必要な措置を講ずることが義務付けられるとき

第45条（契約解除等）

1. 第48条の規定にかかわらず、下記各号のいずれかの事態が発生した場合、

(8) 加盟店が、自らまたは第三者を利用して、次の①ないし⑦のいずれかに該当する行為をした場合

④風説を流布し、偽計を用いて当社の信用を毀損し、または、当社の業務を妨害する行為

(14) 第15条第3項または第24条第4項に定める当社の調査に対し協力を行わない場合

(18) 第42条、43条、44条に違反して調査事項の報告等の義務を履行しない場合

4. 加盟店は、第48条および本条第1項により本規約が解約または解除された場合、

第49条（契約の終了）

1. 理由の如何を問わず、本規約が終了したときは、加盟店は速やかに、本規約の存在を前提とした広告宣伝、取引申込みの誘引行為を中止し、契約終了時点で当社に対する承認請求を行っていないもの

(6) 前各号に掲げる場合の他、加盟店の信用販売に関する苦情の発生状況その他の事情に照らし、割賦販売法に基づき、当社に対し、加盟店についてその是正改善を図るために必要な措置を講ずることが義務付けられるとき

第45条（契約解除等）

1. 第38条の規定にかかわらず、下記各号のいずれかの事態が発生した場合、

(8) 加盟店が、自らまたは第三者を利用して、次の①ないし⑦のいずれかに該当する行為をした場合

④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または、当社の業務を妨害する行為

(14) 第7条第3項、第15条第3項または第24条第4項に定める当社の調査に対し協力を行わない場合

(18) 第42条、第43条、第44条に違反して調査事項の報告等の義務を履行しない場合

4. 加盟店は、第48条または本条第1項により本規約が解約または解除された場合、

第49条（契約の終了）

1. 理由の如何を問わず、本規約が終了したときは、加盟店は速やかに、本規約の存在を前提とした広告宣伝、取引申込みの誘引行為を中止し、本規約終了時点で当社に対する承認請求を行っていないもの

については、

2. 前項の場合、本契約終了時点で受入れた売上債権ならびに立替払いを終了して当社がその取立てを終了していない売上債権の処理については、

については、

2. 前項の場合、本規約終了時点で受入れた売上債権ならびに立替払いを終了して当社がその取立てを終了していない売上債権の処理については、